

【 3月の予定 】

5日(木)	にこにこサロン	10:30~
7日(土)	人権問題講演会	10:00~
19日(木)	にこにこサロン	10:30~
25日(水)	福吉児童センター 合同避難訓練	14:00~

今月の人権カレンダー

8日	国際女性デー
10日	農山漁村女性の日
11日	防災意識を育てる日
21日	国際人権差別撤廃デー
1日~31日	自殺対策強化月間
1日~8日	女性の健康週間

鳥取県人権尊重の社会づくり条例が改正されました

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正案が昨年12月に県議会で可決され、今年1月25日に施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- ・ 人権相談窓口で相談のあったインターネット上での誹謗・中傷・差別にあたる投稿等について、県は SNS 等サービス提供事業者や発信者に削除を要請する。
- ・ 削除要請に応じない場合、県は発信者に投稿等の削除を命じる。
- ・ 削除命令に従わない場合、県は発信者の氏名を公表するほか、5万円以下の過料を科す。



投稿等の削除要請や削除命令は、表現の自由や未成年者への心身の影響にも配慮し、協議会の意見を聞いた上で慎重に判断されます。

インターネット・SNSの普及により、情報の拡散のスピードが非常に速く、それだけ当事者が受ける心の傷などの影響も大きくなっています。

- ◆安易に書き込みをしない。
- ◆情報を鵜呑みにせず、発信者などを確かめる。
- ◆個人情報を適切に管理する。

など、インターネットリテラシーを正しく知って、インターネットを安全に利用・活用しましょう。

※参考 鳥取県HP

【鳥取県人権相談窓口(中部)】

中部総合事務所県民福祉局 (倉吉市東巖城町2)
☎(0858)23-3270 ㊟(0858)23-3425
受付時間 午前8時30分~午後5時(土日祝除く)

生活で困っていることはありませんか？ ごはんを食べていますか？ 眠れていますか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130
はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目 1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net



3月号 No.447 (2026年3月1日発行)

人権問題講演会

演題

「インターネットと人権」

~部落差別の現状とこれからの課題~



講師

坂根 政代さん(部落解放同盟鳥取県連合会 書記長)

日時

令和 8年 3月 7日(土)
10:00~11:30



場所

はばたき人権文化センター 1階 老人憩の家
問い合わせ先 : ☎(0858)22-0232

鳥取県人権尊重の社会づくり条例が改正され、インターネット上の誹謗中傷や差別的な情報発信について、投稿等の削除命令や、削除命令に従わない場合の罰則などが全国に先駆けて規定されました。スマートフォンが普及し、誰もが様々な情報にアクセスできる現代、今こそ一人ひとりの意識とモラルが問われています。

講師に坂根政代さんをお迎えし、インターネット上での差別事例や全国部落調査復刻版事件の裁判結果をふまえ、様々な活動や体験をもとに、インターネットに関わる人権問題の理解を深めるお話をいただきます。

事前申込み

参加費 不要

多くの方のご参加お待ちしております。
みなさんお誘い合わせてお越しください。



にこにこサロン 隔週 木曜日 10:30~

◎今年度のテーマ：「みんなと一緒に参加しよう」

2月はこんなことをしました！

●5日(木) 巻き寿司を作ろう

節分の恵方巻きとはひと味違う！用意された
具材で、それぞれ自分が食べる巻き寿司を作り



ました。やはりみんなで
作ってみんなで食べる
その時間は、楽しくて
美味しい物がさらに
美味しくなるのです。

●19日(木) 室内でスポーツを楽しもう

市社協の高田さんを講師にお迎えして、室内
スポーツ「ラダーゲッター」と「バグー」を楽しみ
ました。グループに分かれて2つのスポーツを

対抗戦で競い、
「やったー！」
「あー残念」など歓声
が飛び交う和やかで
楽しい会になりました。



3月の にこにこ サロン

◆3月5日(木) そば打ち体験をしてみよう！

手打ちそばの工程のうち「のぼす」「たたむ」「切る」をみんなで体験し
茹でたてを試食しましょう。(※エプロンをご持参ください。)



事前予約不要・参加費200円(昼食代) 会場：はばたき人権文化センター

◆3月19日(木)【お出かけ】紙すき体験と青谷かみじち史跡公園散策



あおや和紙工房で紙すき体験をした後、青谷かみじち史跡公園で弥生時代の風を感じてみましょ
う。(紙すき体験で出来上がった紙は令和8年度解放文化祭の共同作品として活用することを見
据えています。)詳細は別途チラシにてお知らせします。

事前申込み必須：参加費1,400円程度(紙すき体験+昼食代)、申込メ切3月12日(木)

第25回倉吉市中学生人権フォーラムが開催されました。

2月14日土曜日、上灘コミュニティセンターにおいて、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、身近な人権問題を学びあうことで意識を深め、学校間を超えた仲間づくりを目的とした中学生人権フォーラムが開催されました。

さわやか人権文化センター所長・上口氏から「私たちのまわりで起こっていること」と題し、現在も続く部落差別についての事例や統計などの講演を聞いたあと各分科会に分かれ、生徒による司会進行のもと学校の垣根を超えて意見を出し合いました。自分たちの生活の中にあるいじめや誹謗中傷について、様々な意見が活発に交わされました。

分科会報告で発表された意見はどれも頷けるものばかりで、とても感心させられました。今後も積極的に取り組んで欲しいものです。



教科書無償運動を知っていますか？



日本国憲法第26条 昭和22(1947)年施行

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

当時、無償化されたのは「授業料」のみで、教科書代や学用品は保護者が負担せざるを得ない状況でした。昭和30年代半ばまで、教科書は各家庭で購入。昭和35(1960)年ごろは、教材用の備品や光熱水費、さらには運動場やプールの整備費まで保護者が負担しており、日雇い労働の最低賃金が300円という状況において、その額は年間で小学生約4,000円、中学生約3,000円にものぼりました。さらに教科書代として、小学校で約700円、中学校で約1,200円が別途必要となるため、家庭にとっては大きな負担でした。

教科書無償に込められた思い

●紫雲丸事故と教育

昭和30(1955)年、船同士の衝突沈没により修学旅行生を含む168名が犠牲となる紫雲丸事故が発生しました。その際、高松港などの掲示板には、救助された生存者や、遺体で確認された犠牲者の氏名が次々と張り出されました。自分の子どもや家族の安否を確認するために、多くの人たちがその掲示板の前に詰めかけました。しかし、その中には文字が読めず自分の家族の名前を確認できない人たちもいたのです。このことで、「文字が読めないことは、命に関わる情報を得られないこと」という事実が表面化しました。

また、当時は戦後の混乱期で貧困や家庭の事情で義務教育を十分に受けられなかった大人が一定数存在しており、文字が読めない背景となっている差別や貧困を克服する必要もありました。この事故は、海難事故の悲劇にとどまらず「教育(読み書き)は、人間が尊厳を持って生きるための武器である」という教訓ともなりました。

●教科書無償運動

紫雲丸事故の犠牲者には、多くの被差別部落の子どもたちもいました。その後、厳しい差別により十分な教育を受けられなかった母親たちは、学校の先生たちと一緒に学びを始めるようになりました。その中で部落差別をなくすための勉強や、憲法についての学習も行いました。そして、憲法が定める義務教育の無償化について知ったのです。

昭和36(1961)年、地域の方たちは「憲法第26条の精神にそえば義務教育は無償であるべきであり、義務教育に伴う諸負担は、当然、国および地方公共団体が負うべきである」と確認し、そのひとつとして教科書無償運動を行いました。「有償」は憲法の精神に反し、憲法違反ではないかと問題提起したのです。やがて運動や署名活動は各地に広がり、国会でも大きな問題として取り上げられました。政府はついにこの要求の正しさを認め、昭和39(1964)年から教科書が無償で子どもたちに配られることになりました。

「子どもたちには同じ思いをさせたくない」、「すべての子どもに十分な教育を受けさせたい」という切実な願いで立ち上がった運動が、全ての国民の教育保障と差別解消の人権活動に繋がっていきました。



参考 教科書無償 解放出版社/文部科学省 HP